

議案第4号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月17日

提出者 目黒区長 青木英二

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(職員の給与に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 職員の給与に関する条例(昭和28年10月目黒区条例第14号) 第26条の2第3号及び第4号並びに第26条の3第1項第1号及び第3項第1号

(2) 職員の退職手当に関する条例(昭和31年12月目黒区条例第25号)
第17条第1項第1号及び第5項第2号、第18条の見出し、同条第1項第1号、第19条第1項第1号並びに第21条第4項

(3) 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月目黒区条例第35号) 第28条第3号及び第4号並びに第29条第1項第1号及び第3項第1号

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和28年10月目黒区条例第20号)の
一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

(目黒区特別区税条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 目黒区特別区税条例(昭和39年12月目黒区条例第62号) 第67条
第1項

- (2) 目黒区プール経営許可等に関する条例（昭和50年3月目黒区条例第28号）第10条
- (3) 目黒区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月目黒区条例第31号）付則第8項から第10項まで
(罰則の適用等に関する経過措置)

第4条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第5条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第26条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 5 第4条及び第5条並びに前3項に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

6 前項の規定により、第1条（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定の施行に伴い必要な経過措置を規則で定める場合にあっては、事前に特別区人事委員会の承認を得るものとする。

（説明） 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が施行されることに伴い、関係条例の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めるため、条例制定の必要を認め、この案を提出します。